

議 事 録

会 議 名	令和6年 第3回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和6年3月25日(月)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 中村 基寛 委員：1番 大久保泰明 2番 金子イツ子 3番 市川 幹雄 4番 五島 修一 5番 福岡 喜輝 6番 三澤 伸喜 7番 相田 孝 計8名		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：西島雄一 副主幹：渡辺和宏 主査：前田大樹 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人			
議 事	日程 第1 農地法第4条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第3 非農地証明願について 日程 第4 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第5 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について 日程 第6 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第7 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について 日程 第8 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について		
会議の概要	会 長：ただ今から、令和6年第3回定例総会を開会いたします。出席委員は8名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名人に、1番と2番を指名いたします。 会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1、農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号15号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：（議案番号15号を朗読） （説明）当案件は、位置図にありますとおり小動地域内にある農業振興地域内農地1筆の一部で、転用事業の内容は自己用住宅敷地です。申請者の現住居は老朽化が進んでおり、建替えを行う必要があります。建替え費用を捻出するために現住居のある土地の売却が必要であること、また、現住居から近いことや、前面道路が農作業用の車両の出入りに適した幅員であること等の理由から、当該地に建て替えることになりました。土地の売買契約はすでに締結されていることから、申請者は転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかなです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第2種農地です。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可できないということですが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたしました。 会 長：続いて、地区担当農業委員の3番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 3 番：3月14日事務局職員と現地確認しました。当該地は小動の飯田材木店の近くです。周辺の農地には影響ないと考えますので問題ないと思います。 会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明につ		

いて、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号１５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号１５号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて、議案番号１６号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号１６号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地域内にある農業振興地域内農地２筆で、転用事業の内容は貸駐車場です。隣接地の駐車場を利用している運送業者が、事業拡大により現駐車場が手狭となっていることから、当隣接駐車場を拡大するために当該地を借用したいと要望があり、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地種別は、第２種農地です。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可できないということですが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたしました。

会 長：続いて、地区担当農業委員である２番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

２ 番：３月１４日事務局職員と現地確認しました。当該地は寒川神社の東側、産業道路沿いで、駐車場の隣地にあります。地権者は高齢となり後継者もなく、耕作できない状況です。付近の農地への影響もないと考えますのでやむを得ないと思います。

会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号１６号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号１６号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に日程第２、農地法第５条の規定による許可申請について、議案番号１７号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号１７号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小動地区にある農業振興地域内農地２筆で、転用事業の内容は、資材置場及び展示場です。コンテナの賃貸、販売業や倉庫業等を行っている事業者が、自社製品の賃貸や販売の促進を行うためにコンテナ等を展示したり、回収した古いコンテナのリメイク作業場及び置場として利用したりするため、適地を探していたところ、交通便利性や面積などの面で希望要件に最適な当該地について、譲渡人との間で所有権移転の合意があり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第３種農地です。

許可の基準としては、原則許可となります。

会 長：続いて、地区担当農業委員である３番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

３ 番：３月１４日事務局職員と現地確認しました。当該地は旭ヶ丘中学校校庭の東側です。周辺は住宅地となっており、付近に農地も少なく問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

会 長：前面道路等について、コンテナを運ぶ車両が通ることができるのですか。

事務局：許可申請の事前相談の段階で、申請者等には申請に関係する町担当課と調整するよう指導しており、町道での車両の通行については町道路課で確認及び調整等をしております。

３ 番：農地転用許可後、周りを塀で囲むかもしれないので、その際は北側農地に影響のないよう、あまり高さのないものにしてもらいたいです。

事務局：農地転用後の利用の変更等については農業委員会から指導できるものではありませんが、代理人に対して要望として事務局からお伝えします。また、塀を設置したことで近隣農地への影響がある場合、町農地課から利用者へ連絡します。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号１７号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号１７号は、許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に日程第３、非農地証明願について、議案番号１８号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号１８号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり宮山地区にある農業振興地域内農地１筆です。申請地は、提出された航空写真の状況から少なくとも平成２年から住宅敷地の一部及び倉庫敷地として使用していました。その後申請者が相続し、農地法違反であることが判明したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第３種農地です。農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われますので、非農地証明交付はやむを得ないとなりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員である５番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

５ 番：３月１３日事務局職員と現地確認しました。当該地は、西部分に農業用倉庫、東部分に貸家があり、かなり昔から同様の状態です。農地への復元は難しいと考えますのでやむを得ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号１８号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号１８号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に、日程第４、農業経営基盤強化促進法に伴う利用

権の設定の申し出について、議案番号19号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号19号を朗読）

（説明）当該地は倉見地区にある農用区域内の農地2筆で、現況は畑です。期間については3年間で、借り手は、耕うん機、田植え機、稲刈り機などを保有しております。

会長：続いて、地区担当農業委員である4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4番：3月14日に事務局職員と現地確認しました。当該地は、昨年9月の利用状況調査において、管理はされておりましたが不耕作の状態でした。耕耘すればすぐに耕作できる状態で、農道からのアクセスも非常によいという現地の状況です。借り手については、倉見地区を中心に耕作されており、実績ある方なので問題ないと思います。

会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号19号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて、議案番号20号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号20号を朗読）

（説明）当該地は田端地区にある農業振興地域内の農地1筆で、現況は畑です。平成31年に新規で利用権設定され、今回が1回目の更新です。期間については5年間で、借り手は、トラクターや管理機などを保有し、当該地で実績があります。

会長：続いて、地区担当農業委員である7番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7番：事務局職員と現地確認しました。借り手は、田端地区等でかなりの農地を耕作しており、当申請地もしっかりと耕作しておりますので問題ないと思います。

会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号20号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。次に、日程第5、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、議案番号21号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号21号を朗読）

（説明）当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の3番と事務局員で7筆の特例農地の利用状況確認を行いました。しっかり耕作されており、管理されておりました。

	会 長：続いて、地区担当農業委員の３番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 ３ 番：事務局職員とすべての農地の現地確認をしました。すべてしっかりと耕作されておりましたので問題ないと思います。 会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号２１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 事務局長：総員挙手 会 長：では総員挙手ですので、議案番号２１号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。次に、日程第６、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告番号２１号及び２２号の２件、日程第７、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告番号２３号から２６号の４件、以上、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。 事務局：農地法第４条第１項第７号の規定による届出については、議案書のとおり２件、農地法第５条第１項第６号の規定による届出については、議案書のとおり４件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。次に日程第８、議案番号２２号、令和６年度最適化活動の目標の設定等(案)について、事務局より説明をお願いします。 事務局：（議案番号２２号を資料に基づき説明） 会 長：ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 （５番挙手） ５ 番：最適化活動の目標の「農地の集積」について、集積率を３０％としているが、町の集積面積の現状からすると無理があるのではないかと。 事務局：委員おっしゃるとおり、現状からすると達成が非常に困難な目標値となっています。これは、記載要領で当目標値を国か県の集積率の目標に合わせるようにとの指示があることから、当町農業委員会では県の目標値である３０％を設定しています。なお、国の集積率の目標値は８０％です。 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、議案番号２２号については原案のとおり公表することといたします。最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 （特になし） 会 長：では、以上をもって、令和６年第３回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。
資 料	１．令和６年第３回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 大久保 泰明 議事録署名人 金子 イツ子

本議事録は、令和６年４月２５日、承認・署名を得て確定しました。